

会 議 録

第 1 6 回定例会

開会 令和2年11月20日

教育委員会会議録

1 開 会 令和2年11月20日 午後3時30分

2 閉 会 令和2年11月20日 午後5時

3 教育委員会出席者

教育長	榎 浩一
委 員	小林 信行
委 員	河口 雅子
委 員	菊池 健次
委 員	島 隆寛
委 員	三木 千佳子

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	平井 琢二
教 育 次 長	藤本 和史
教 育 次 長	藤田 完
教 育 創 生 課 長	高崎 美穂
教 職 員 課 長	小倉 基靖
福 利 厚 生 課 長	岡島 敏子
特 別 支 援 教 育 課 長	猪子 秀太郎
教育次長(教育政策課長事務取扱)	長町 哲治
教 育 政 策 課 副 課 長	倉橋 文代

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第54号、議案第55号、議案第58号、議案第59号及び報告事項2を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第56号 令和3年度徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：以前に確認したときには、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合は欠席になるとしていたが、今回の対応は、そのときと同じで、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合には、追検査を受検できないということになるのか。

教育創生課長：今回の対応では、「1検査を受検できない者(3)」に「検査当日、37.5度以上の熱がある者」と明記している。これは、新型コロナウイルス感染症に限定した者ではなく、熱があることは新型コロナウイルス感染症への罹患の疑いが残っていると考ええる。例えば、結果として風邪であったとしても検査当日に37.5度以上あれば追検査を受検できることとしている。

小林委員：インフルエンザやノロウイルスであったとしても適用されるということか。

教育創生課長：検査当日に熱が37.5度以上あれば、追検査を受検できるとしている。

小林委員：当日、熱がなければ、追検査は受検できないのか。

教育創生課長：そのとおりである。

小林委員：了解した。

島委員：インフルエンザで熱があった場合、例年はどのような対応をしていたのか。

教育創生課長：県立中学校及び県立中等教育学校の入学者選抜では、追検査の実施はしていなかった。今回は、新型コロナウイルス感染症ということで、受検機会を確保するため、追検査を行うこととした。

島委員：大学入試において、追検査に関しては難易度が上がるという印象があるが、今回の追検査に関して、難易度等が本検査と異なるものがあるのか。

教育創生課長：異なる問題を使用するが、検査の難易度は同等程度としている。

河口委員：本検査の繰上合格者の決定が1月29日までで、追検査の合格者発表は、1月30日となっている。1月29日までに追検査の合格者は決まっているのか。

教育創生課長：繰上合格者は、本検査を受検した者から決定する。追検査の合格者は、追検査を受検した者の中から決まる。合格者は、別枠で扱うこととしている。

河口委員：合格者数の上限を新入学生の学級数としているが、その数で収まるのか。

教育創生課長：城ノ内中等教育学校では、例年2倍以上の倍率があり追検査を受検する児童も多くなる可能性がある。しかしながら、本検査では合格者を140名、それと補欠合格の者を決定し、追検査の合格者は追検査を受検した者の中から上限を4名までとするとしている。

河口委員：現在、新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている状況がある。手続きや検査当日の対応については、細心の注意を払っていただきたい。

教育長 議案第56号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第56号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第57号 令和3年度徳島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

菊池委員：学校生活のなかで、検温して登校することは当たり前になってきていると思うが、資料1(3)の「37.5度以上の発熱がある者」については、自己申告ということによいか。

教育創生課長：そのとおりである。

菊池委員：一般的に、最近の営業先の建物で、検温する体温計等が設置されているところが増えてきている。今回は、自己申告ということであるが、次の段階では、検温等の対策もとるということは考えているか。

教育創生課長：検温することにより、その場所が密になることも考えられる。大学入学者選抜に係るコロナ対策ガイドラインや大学入試センターから出ている通知において、必ずしも受検会場で検温する必要がないということも記載されており、それに準じた形で実施したいと考えている。

菊池委員：了解した。受検生の皆さんは、正確に測定してくるだろうと思われるが、他の症状がある受検生がいたら、対応していただけたらと思う。

教育創生課長：これまでも体調が悪い生徒については、別室を構えており、濃厚接触者だが陰性で無症状の者とは別の部屋を準備し対応したいと考えている。

河口委員：中学校側には、どのように説明するのか。文書で通知するのか。

教育創生課長：中学校側には、本日の資料に加えて日程とフローチャートが記載されている別紙も送付する予定である。中学校から改めてお問合せがあれば、御説明したいと考えている。

河口委員：今年は、特別にコロナ対応の追検査を行うということで、高校の入学式の直前まで入学者選抜の日程がかかるということ、中学校側にも理解していただけるようにしてもらいたい。もし、1名でも感染した生徒が出た場合に、この対応で実施していけるように、中学校側に説明をお願いできればと思う。

小林委員：37.5度という基準を作っていただいたことは、素晴らしいことだと思う。今まで、インフルエンザにかかっても隠し、熱があっても辛抱して受検していた生徒もいるのではないかと思う。基準を作り、再度受検する機会を作ってください、新型コロナウイルス感染症以外の感染症に罹患した生徒にとっても機会が増えたが、文面だけ見ると新型コロナウイルス感染症のみの対応に思えるので、全ての感染症に関わることだと説明していただきたい。

教育創生課長：3月9，10日に体調が悪く受検できない生徒については，これまでと同様に3月11日に追検査・追面接を設けている。3月9，10日に受検できない場合，追検査・追面接を受検するには，願と診断書等も提出いただいた上で，これまで同様に，受検していただくことになる。3月25日の特別追検査・特別追面接，4月3日の特別第2次募集選抜については，新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒に，機会を確保し，安心して受検していただくことが大きな目的ではある。3月9，10日に37.5度の発熱で欠席した者は，3月25日の特別追検査・特別追面接を受検できるが，インフルエンザや他の病気による欠席については，通常の3月11日の追検査・追面接で対応したいと考えている。

教育長 議案57号を原案どおり決定してよいか諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案57号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第60号 令和3年度徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について》

教育長 説明を求める。
特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：みなと高等学園第1次募集で，追検査を受ける方が，他の特別支援学校に合格した場合の対応について，コロナ対応の追検査を受ける方たちが他の特別支援学校を受けたために，定員が狭まって不合格になる人が出てくるのではないか。

特別支援教育課長：それはない。みなと高等学園は定員がある。他の特別支援学校高等部については，障がいがあることが前提となっており，特別支援学校以外では教育を受けられない生徒もたくさんいる。そこで定員を若干名と表示しており，受検の機会だけでなく，学校見学も含め生徒のことを学校もしっかり理解しながら受け入れるようにしている。特別支援学校に合格しなければ，困ってしまうような生徒をお断りすることは一切ない。

教育長 議案60号を原案どおり決定してよいか諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案60号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 人事委員会勧告等の概要について》

教育長 報告を求める。
教職員課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし。

[非公開]

《議案第59号 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例について》

《報告事項2 人事異動（県立学校教頭の異動）について》

《議案第58号 令和2年度学校職員の功績表彰における教育委員会表彰の被表彰者について》

《議案第55号 令和2年度徳島県教育委員会関係職員表彰（グループ表彰）の被表彰者について》

《議案第54号 令和2年度事務局等教職員の功績表彰における教育委員会表彰の被表彰者について》

《議案第61号 退職手当の支払差止処分について》（追加）

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午後5時